

## 銚子市スポーツ少年団熱中症指数計貸与要項

### 1 目的

この要領は、スポーツ活動等における熱中症防止対策のため、銚子市スポーツ少年団が所有する熱中症指数計の貸与について、必要な事項を定める。

### 2 貸与品

熱中症予防の指標として用いられる熱中症指数計とする。

### 3 対象者

市内におけるスポーツ活動等で暑さ指数を測定する目的で熱中症指数計を利用するスポーツ団体、行政機関、教育機関、その他銚子市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）が認める者とする。

### 4 貸与方法

(1) 熱中症指数計の貸与を希望するもの（以下「借用者」という。）は、貸与申込書（様式）を本部長に提出するものとする。

(2) 前項による申請が適当と認められるときは、借用者に対し熱中症指数計を貸与するものとする。

また、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。

(3) 借用者への熱中症指数計の貸与方法は、借用者が銚子市スポーツ少年団事務局において、直接受け取り、使用後は、直接返却を行う。

(4) 借用者は、熱中症指数計を返却する際は、使用状況を記入の上、申請先に提出するものとする。

### 5 貸与期間

貸与期間は、原則として一週間以内とする。ただし、申請先が認めた場合はこの限りではない。

### 6 貸与料金

無料とする。

### 7 損害賠償

(1) 銚子市スポーツ少年団は、借用者の故意又は過失により、熱中症指数計を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物又は実費をもって賠償させることができる。

- (2) 熱中症指数計を貸出中に、借用者の責めに帰すべき理由により生じた事故等により、第三者に対する損害または損失を与えた場合、銚子市スポーツ少年団は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

## 8 留意事項

- (1) 借用者は、熱中症指数計を使用して営利目的、政治的目的、宗教的目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借用者は、熱中症指数計を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他の集団的に又は常習的に暴力団不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行事に利用してはならない。
- (3) 借用者は、熱中症指数計を第三者に転貸してはならない。
- (4) 借用者は、熱中症指数計の紛失、盗難のないよう万全を期さなければならない。
- (5) 銚子市スポーツ少年団は、借用者が(4)の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸与を取り消すことができる。
- (6) その他この要領に定めのない事項は、借用者と銚子市スポーツ少年団が協議して決定する。

## 附 則

この要領は、令和8年4月1日 から施行する。